

R4公売公告第6号別紙1

売却区分番号		4機(フ)1	入札日時	令和4年11月7日(月)午後2時00分					
			開札日時	令和4年11月7日(月)午後2時10分					
見積価額		3,730,000円		公売保証金	380,000円				
物件1(土地の表示) 所在 南国市大塙字八万東 地番 乙973番3 地目 雜種地 地積 145平方メートル									
以上									
公売財産の表示									
R4公売公告第6号別紙2に続く									

- ①公売財産は全件一括での売却となります。
 ②公売財産の表示はすべて不動産登記簿上の表示です。
 ③本公売財産に関する表示事項(情報)は当機構が調査を行い、記録上表れている事実や有識者の意見等を記載したものであり関係者間の権利関係等を最終的に決定するものではありません。
 ④所在地
南国市大塙字八万東乙973番3
 ⑤交通、接近条件
土佐くろしお鉄道「めんぱり線」「後免」駅まで北西約2.0km
南国市コミュニティバス「大篠農協前」バス停まで北西約0.5km
 ⑥現況
当該物件は、市街化調整区域にあるため、原則として都市計画法の許可を得なければ建築物の建設はできません。また、建築物を建てない場合でも開発区域の面積が1000m²以上、かつ土地の区画形質の変更(切土や盛土による地番高の変更や農道水路の付け替え、農地転用を伴う開発行為など)がある場合には、南国市土地開発適正化条例に基づいた届出が必要です。都市計画法の許可の見込みの有無や土地開発適正化条例の届出については、事前に必ず南国市都市整備課へご相談ください。また、西側の道路は建築基準法第42条第2項道路に該当します。
なお、南国市危機管理課によると、地震による津波被害は想定されていません。
 ⑦下見会(現地案内)について
本公司物件における下見会(現地案内)を随時開催いたします。(土日祝日を除きます。)
ご希望の方は下見希望の日の前日までに、当機構宛に参加予約のご連絡をお願いします。

その他公売財産に関する情報

- 【土地の情報】**
- ①地目及び地積
【雑種地】 145m²(登記数量)
- ②行政的条件
線引都市計画区域内であり、開発及び建築物の建設については、都市計画法による南国市長の許可が必要。
また、南国市土地開発適正化条例に基づく届出も必要。
- ③形状・地勢
北側間口約14.5m、西側接続道路より間口約7.2mの進入路あり。四角形の平坦地である。
- ④利用状況
雑種地
- ⑤接面街路
北側は国道55号に面しており、西側は幅員約2.8mの舗装道路(建築基準法第42条第2項の道路)に等高に接する。
- ⑥隣接地の状況
北側:歩道(国道55号)、東側:雑種地、西側:舗装道路、南側:公衆用道路
- ⑦供給処理施設
上水道:有
下水道:認可区域外(下水道への接続については、申請により許可を要す。使用量の割引は不可。)
簡易水道:無
都市ガス:無
- ⑧占有状況
所有者が資材置場として使用している。
- ⑨埋蔵文化財の有無及びその状態等
文化財保護法に規定される周知の埋蔵文化財包蔵地に指定されていません。
- ⑩土壤汚染の有無及びその状態等
土壤汚染対策法の要措置区域ではありません。
- ⑪特記事項
特になし
- ⑫その他
国土調査は行われており、境界は確定している。

【その他手続き等】

- ①公売財産についてはあらかじめその現況等を確認し、関係公簿等を閲覧した上で公売にご参加ください。
 また、当機構は、公売財産の引き渡し義務を負わないため、使用者又は占有者等に対して明け渡しや動産類の撤去を求める場合は、買受人が行うことになります。
 なお、使用者又は占有者等が明け渡しや動産類の撤去に応じない場合は、買受人において訴訟等の手続きをとらなければならない場合があります。
- ②公売財産に財産の種類または品質に関する不適合があっても、当機構は担保責任を負いません。
- ③土地の境界が不明な場合は、買受人において隣接地所有者と協議してください。
- ④公売財産の内、消費税及び地方消費税の課税財産の見積価額はすべて内税価額です。公売財産の売却決定は最高価申込者に係る入札価額をもって行います。
- ⑤本公司における公売保証金の納付方法は『直接持参』のみとします。
 公売保証金は入札日当日に公売会場に現金で持参し、入札会場受付にて一括で納付してください。
 ※入札時に公売保証金全額の納付が確認できない場合は入札できません。
- ⑥入札にあたっては、(1)入札しようとされる方(その方が法人である場合には、その役員)が暴力団員等に該当しない旨、(2)自己の計算において入札をされようとされる方(その方が法人である場合には、その役員)が暴力団員等に該当しない旨を陳述する必要があるので、陳述書を作成し提出してください。((1)又は(2)に該当する方が宅地建物取引業又は債権管理回収業の業者である場合は、宅地建物取引業の免許証又は債権管理回収業の許可書の写しを陳述書と併せて提出してください。)陳述書の提出がない場合は入札に参加できません。なお、虚偽の陳述をした場合は、6月以下の懲役又は50万円以下の罰金に処せられます。
- ⑦見積価格以上の入札者のうち、最高価格の者を最高価申込者とし、最高価申込者に対して売却決定を行います。なお、売却決定金額は入札価格となります。
- ⑧最高価申込者となるべき者が二人以上あるときは、開札場所において、開札後直ちに追加入札を実施します。ただし、追加入札後も最高価格の入札者が複数あるときは、くじにより最高価申込者を決定します。
- ⑨次順位買受申込者に売却決定をする場合には、売却決定の日時及び買受代金の納付期限が異なることがあります。
- ⑩売却決定は、公売公告に記載された日時に、最高価申込者に対して行います。なお、次順位買受申込者に対する売却決定は、国税徴収法第113条第2項各号に掲げる日に行います。
 ただし、国税徴収法第106条の2の規定による調査の嘱託をした場合であって、公売公告に記載された売却決定の日までに、その結果が明らかでないときは、売却決定の日時及び買受代金の納付期限が変更されることがあります。
- ⑪落札後、納付していただく買受代金は、落札価格から公売保証金を控除した金額となります。
 すでに納付いただいた公売保証金は買受代金へ充てるため返却しません。
 ※買受人とならなかつた方の公売保証金は開札終了後、直ちに返還します。
- ⑫買受代金は必ず納付期限までに当機構が確認できるように、一括で納付してください。
 納付期限までに納付が確認できない場合、公売保証金は没収となります。
 ただし、必要があると認められる場合に限り、30日を超えない範囲で買受代金の納付期限を延長致します。
- ⑬次に該当する場合には、売却決定等が取り消されます。
 - ・買受代金の全額が納付される前に公売財産に係る滞納市税完納の事実が証明されたとき
 - ・買受人が買受代金の全額をその納付期限までに納付しないとき
 - ・国税徴収法第108条第2項(公売の適正化のための措置)の規定が適用された場合
- ⑭公売財産の取得時期は、買受代金の納付があったときです。なお、許可及び承認を必要とする財産はそれを得たときになります。
- ⑮権利移転に伴う費用(移転登記に係る登録免許税、登記嘱託書の郵送料等)は買受人の負担となります。
- ⑯その他、本件公売は国税徴収法の規定に基づく制限があります。
- ⑰公売公告の内容は、南国・香南・香美租税債権管理機構事務所で閲覧できます。
- ⑱公売財産に関わる図面・地図・写真等を、上記⑯の場所で閲覧できます。ただし、公売財産によって閲覧できるものは異なります。